次に、過去の包括外部監査における指摘事項の事例を紹介します。

(2)債権の発生時点

収入項目	債権の区分	指摘事項の要約	指摘の種類
固定資産税	市税	法令等に定めのない課税留保という物件があり、 その全容把握と原因調査が進んでいない。	合規性
生活保護費返還 金	非強制徴収 公債権	受給世帯の収入調査を適時に行っていないため、 不要な支給をしてしまい、その返還金の回収が 困難になっている。	合規性
医業収益	私債権	入院時の連帯保証人に関する規定に合致しているとは言い難い人物を連帯保証人として認めている。	合規性

(3)滞納債権の回収時点

収入項目	債権の区分	指摘事項の要約	指摘の種類
複数の収入	複数の債権	督促状の発送時期や督促による納付期限が条 例・規定等に合致していなかった。	合規性
生活保護費返還 金	非強制徴収 公債権	督促状発送後の催告書は、時効の中断の効力を 期すために <u>6か月に1度発送すべきところ、1年</u> <u>に1度の発送となっていた。</u>	有効性

収入項目	債権の区分	指摘事項の要約	指摘の種類
固定資産税 介護保険料	市税 強制徴収公 債権	減免申請書の記載内容が不十分である。 申請期間を超過している。 減免を認めた理由が申請書に記載されていない。	合規性 有効性
各種市税	市税	徴収等を猶予する場合は、 <u>担保を徴取しなければならないが、ほとんど徴取していない。</u> 特別な事情がある場合等は担保の徴取を免除できるが、特別な事情が不明確。	合規性 有効性
各種市税、国民 健康保険料、下 水道使用料等	複数の債権	生活保護費受給者のように <u>生活困窮状況にある</u> 者や差押財産等が無い者に対し、適時に執行停 止処分を行っていない。	合規性
固定資産税	市税	延滞金の減免が、規定上求められている <u>承認を</u> 経ずに行われていた。	合規性
各種市税	市税	「債務承認及び納付誓約書」を債務者に提出させ、時効の中断を図るべきところ、その管理が個々の職員任せになっていて、体系的な時効中断管理ができていない。	有効性 公平性

収入項目	債権の区分	指摘事項の要約	指摘の種類
各種市税	市税	督促状による納付期限経過後に納付が無い債務者に対しては、 <u>滞納処分を速やかに実施する必要があるが、その実績が極めて少ない。</u> また、 <u>差押可能な財産が無い債務者は、執行停止すべき。</u>	合規性 有効性
生活保護費返還 金 等	非強制徴収 公債権 等	債務者との折衝記録が規則に従って管理台帳に 記録されていない。	合規性
放課後ルーム児 童育成料	非強制徴収 公債権	滞納債権の分納を認める「債務の承認・納付誓 約書」が、 <u>規定上の様式と異なっている。また、</u> 規定上、必要とされる課長承認が無かった。	合規性
し尿収集手数料	非強制徴収 公債権	滞納債権の分納者について「債務の承認・納付誓約書」が <u>作成されていない。</u> また、規定上、 必要とされる課長承認が無かった。	合規性
住宅使用料	私債権	要綱により定められた、 <u>連帯保証人に対する債</u> 務の履行要請が行われていない。	合規性

(4)不納欠損処分

収入項目	債権の区分	指摘事項の要約	指摘の種類
各種市税	市税	各税目の不納欠損処分書は処分合計額だけが記載されていて、納税者ごとの欠損額、不納欠損 理由が記載されておらず、処理が規則に合致したものであるかが確認できない。	合規性
生活保護費徴収 金(生活保護法 第78条によるも の)	非強制徴収 公債権	生活保護手帳別冊問答集を根拠に、返還請求権 行使日から遡り5年を超える時期に発生したもの を消滅時効成立により不納欠損処理しているが、 問答集は生活保護法第63条による生活保護費返 還金に係る解説であり、第78条の生活保護費徴 収金について定めたものではない。	合規性

(5)収入未済額の繰越

収入項目	債権の区分	指摘事項の要約	指摘の種類
各種市税 保健体育使用料	市税 非強制徴収 公債権	財務規則上、作成が求められている <u>収入未済繰</u> 越内訳書が作成されていない。	合規性

収入項目	債権の区分	指摘事項の要約	指摘の種類
国民健康保険料 等	強制徴収公 債権	国民健康保険システム等により管理されている情報が収入未済繰越内訳書に相当するが、その内容は規則が定めた事項を網羅していない。また、このシステムは過去の一定時点における情報を保存する仕様になっていないため、 <u>年度末時点の収入未済額の内訳に相当する情報がシステム上から確認できない。</u>	合規性
介護保険料	強制徴収公 債権	介護保険システム台帳が収入未済繰越内訳書に 相当するが、 <u>台帳の内容は財務規則で定められ</u> た事項を網羅していない。	合規性

(6)その他(情報管理)

- ●情報セキュリティ対策基準に定められた、<u>情報システムのパスワード管理(パスワードの設定・</u>パスワードの定期的変更)が守られていない所管課がある。
- ●サーバー上のデータに事務担当者以外の職員がアクセスし、ファイルを容易に開くことが可能な状態となっている所管課がある。

こんな状態<mark>が改善されな</mark>いと・・・

「個人情報の漏えい」が懸念される!

4. まとめ

以上の解説から分かること、それは・・・



自治体の債権回収事務は、

- やるべきことができていない。
- ・必要とされる体制が庁内に構築されていない。

・・・という根本的な問題があるということです。

このような問題が改善されないまま、事務が行われ続けると・・・

収入項目の調定漏れ

任務懈怠による 時効の成立 不要な債権の発生

詳細不明な 不納欠損 不明確な減免や不適切な分納承認

詳細不明な 収入未済額

・・・といった不備が持続してしまいます。

4. まとめ

